

収環境第110号
令和2年6月9日

石川県知事 谷本 正憲 様

七尾市長 不嶋 豊和

計画段階環境配慮書に係る環境保全上の意見について（回答）

令和2年5月11日環政第297号にて照会があった「(仮称)志賀風吹岳風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」について、下記のとおり意見を述べます。

記

1 騒音及び超低周波音に関して

当該事業が計画されている地域は、静穏な農山村部であり、比較的小さな騒音レベルであっても苦情等が発生すると考えられたため、事業計画について地域住民に丁寧の説明し良好な関係構築を図ること。

また、騒音の影響回避のため風力発電機の配置及び基数を検討する際には、稼働中及び計画中の風力発電事業の騒音についても影響予測に含め検討すること。

2 動物に関して

猛禽類の専門家の参画を求めるとともに、地域の自然環境や猛禽類に詳しい民間団体等の協力を要請すること。

3 景観に関して

景観への影響を評価するにあたっては、フォトモンタージュ法による予想風景図及び垂直視角を用いること、また主要な眺望点からだけでなく、人々が生活する拠点である集落からの見え方についても配慮すること。

4 人と自然との触れ合いの活動の場

自然の触れ合いの活動の場に、いしかわ歴史遺産「能登の禅の古刹と古道を歩く～永光寺から総持寺へ～」を構成する文化財としての峨山道を追加すること。

5 埋蔵文化財に関して

風力発電機の設置予定範囲及び事業実施想定区域に周知の埋蔵文化財包蔵地（須久保遺跡、鳥越廃寺中世墓地）が存在するので、文化財保護法に基づく手続きが必要であること。